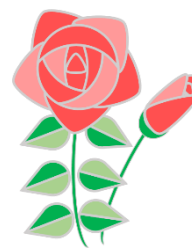


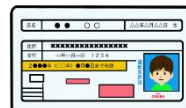


吉津交番

福山東警察署 084-927-0110



「70才以上の高齢ドライバーの方、ご家族の方へ」



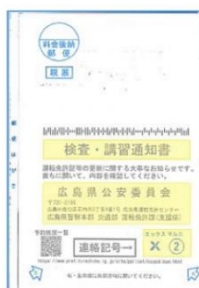
70才以上の方の**運転免許証等の更新**は、事前に高齢者講習等を自動車学校等で受けておく必要がありますが、例年、学生が夏休みとなる時期は、**高齢者講習・認知機能検査・運転技能検査の予約**が大変取りにくくなります。

通知書がお手元に届いたら、早めに自動車学校等に予約の電話をするようにしてください。

※認定教育・検査を実施している自動車学校等では、手数料が異なる場合がありますので、各自動車学校等へお問い合わせください。

「検査・講習通知書」や「講習通知書」

が届いたら**すぐに予約**してください！！



通知書の例

○5月は自転車マナーアップ強化月間です○

期間:5月1日(木曜日)~5月31日(土曜日)

自転車は便利な乗り物ですが、乗り方を誤れば凶器となり、交通事故の加害者ともなり得ます。

○ スマホのながら運転及び飲酒運転の禁止

令和6年11月から、自転車の運転について新たに罰則が追加されました。

○ 夜間のライト点灯

夜間だけではなく、早朝・夕暮れにも早めのライト点灯を心掛けるとともに、反射材等を着用して、外が暗い時間帯での運転の安全性を高めましょう。

○ ヘルメットの着用

令和5年4月1日から、全ての年齢層の自転車利用者について、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。

○ 傘差し運転の禁止

片手で傘を持ちながらの運転は、ハンドル操作に悪影響を及ぼし、自転車の安定を失わせるおそれがあることから、罰則の対象となっており、市販の傘スタンドを使用した運転でも、視野を妨げたり、安定を失うおそれがある場合は、罰則の対象となります。

▽もしもの場合に備え、自転車の損害賠償責任保険等に参加しましょう。